



議案第四十七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求め
る。

昭和五十九年四月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年四月十七日

承認

三朝町議会議長名越典由

専決第 二 号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、三朝町国民健康保険^{（後）}条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十九年三月三十一日

三朝町長 松 村 喬 成

三朝町条例第十一号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「二十八万円」を「三十五万円」に改める。

第九条第二項中「消滅した日」の下に「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六条第一号から第五号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）」を加え、同条第四項中「日の属する月一を」日（国民健康保険法第六条第一号から第五号までのいずれかに該当することにより二項世帯主となつた場合において、当該二項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月一に改め、同条第六項中「日の属する月」を「日（国民健康保険法第六条第一号から第五号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月一に改める。

第九条の二第一項中「から第二項」を「から同条第二項」に改める。

第十条中「二十八万円」を「三十五万円」に改め、同条第二号中「十八万五千円」を「十九万円」に改める。

附則第六項中「昭和五十九年度」を「昭和六十四年度」に改める。

附則第八項の見出しを「（昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額の特例）」に改め、同項中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

（昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定の特例）

8 昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、第三条第一項及び第九条の二第一項の規定の適用については、第三条第一項中「法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした」とあるのは「法第三百十四条の二第二項及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号）第二条第二項の規定によつて控除すべき基礎控除額を控除した」と、第九条の二第一項中「同条第二項の規定による控除した」とあるのは「同条第二項及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律第二条第二項の

規定によつて控除すべき基礎控除額を控除した」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、三朝町国民健康保険税条例附則第六項の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例第二条、第九条第二項、第四項及び第六項並びに第十條の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の三朝町国民健康保険税条例附則第八項の規定により読み替えて適用される同条例第十條の規定による昭和五十八年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。